屋外広告物等に関する制度の概要について

1 制度のあらまし

京都市では、屋外広告物を都市の景観をかたちづくる重要な要素として位置付け、昭和31年から屋外広告物法に基づいて屋外広告物条例を制定し、市内全域で屋外広告物を表示する際に市長の許可を義務付けた。平成8年には条例を改正し、窓ガラスの内側から表示する広告物(特定屋内広告物)を規制する制度を全国で初めて導入した。

平成19年には新景観政策に基づいて屋上広告物の全面禁止や,屋外広告物の高さ・面積・意匠の制限を強化するなど,更に規制を強化し,歴史都市・京都の良好な景観を創出に努めている。

屋外広告物とは

①常時又は一定の期間継続して ②屋外で ③公衆に表示されるもので、具体的には、看板や広告塔、ポスターなどだけではなく、建築物の壁面等に直接表示するものも含む。また、表示内容については文字だけではなく、商標、シンボルマーク、写真など一定のイメージを与えるものや商業広告以外の営利を目的としないものも含む。

京都市においては、市内全域を屋外広告物禁止地域又は屋外広告物規制区域(21種類)に指定しており、屋外広告物規制区域内で屋外広告物を表示する場合は市長の許可を義務付けている。

(ただし,条例の基準を守り,自家用屋外広告物で敷地内の総面積が2m以内であれば許可は不要。)

2 条例制定時に既に許可を受けていた屋外広告物の経過措置

条例改正前に許可を受けていた屋外広告物で、改正後の条例(以下「改正条例」という。)の基準に適合しない屋外広告物については、改正条例施行後、1回に限り、改正前の条例の基準により引き続き許可を受ける(許可期間:3年)ことができ、これによって許可日に応じて3年から6年の間、表示することがでる。

更にこれに加えて、経過措置期間中に改修等の時期を明確にした計画書が提出され、相当と認められた場合に限り、改正条例の施行日から最長7年間(平成26年8月)まで表示が可能である。

(例) H17年11月に許可を受けた屋外広告物で、改正条例の基準に適合しない屋外広告物を表示している場合

